

「令和8年度スケアード・ストレイト事業」業務委託 仕様書

本仕様書は、千葉県が「令和8年度スケアード・ストレイト事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の概要

(1) 事業の対象者

小・中学生、高校生、教職員等

(2) 会場及び日程

後掲「令和8年度スケアード・ストレイト自転車交通安全教室 会場及び日程」のとおり

(3) 内容

約2時間の自転車交通安全教室の中で行う、50分程度の仮想交通事故再現（解説を含む。）とする。

ア 演目

委託者側と受託者との協議の上決定するが、基本は自転車を利用する際の安全運転の重要性を認識させるものとし、実施にあたっては国が示した自転車の交通安全教育ガイドラインの内容を踏まえること。例は次表のとおり。

晴天時（屋外（グラウンド等）で実施）	雨天時（屋内（体育館等）で実施）
①時速30kmでの自動車の自転車への衝突（自転車に乗せた人形を衝突の衝撃で跳ね飛ばし、衝突音とともに、見学者の注目をひく仮想交通事故再現の導入とすること）	①衝突実験（自転車で跳び箱に衝突し、見学者の注目をひく仮想交通事故再現の導入とすること）
②自転車の見本走行における違反行為探し（スマホ使用やヘッドホン着用等により違反走行している自転車に乗った人と自動車の衝突の仮想交通事故再現を実施すること）	②自転車の見本走行における違反行為探し（スマホ使用やヘッドホン着用等により違反走行している自転車が転倒）
③飛び出し自転車がオートバイと衝突（見通しの悪い交差点、一時不停止を原因とする仮想交通事故再現を実施すること）	③突然飛び出してきた人が自転車と衝突（駐車車両の陰から飛び出した人が自転車と激突する仮想交通事故再現を実施すること）
④大型車両（トラック）左折時の自転車巻き込み（大型車両が左折時の内輪差により、自転車に乗った人を巻き込む仮想交通事故再現を実施すること）	④自転車通行可の歩道における自転車の衝突事故（自転車と歩行者の歩道通行区分を知ってもらう。）
⑤横断歩道上の自転車と歩行者の衝突（自転車が赤信号で停止しないことを原因とする仮想交通事故再現を実施すること）	⑤横断歩道上の自転車と歩行者の衝突（自転車が赤信号で停止しないことを原因とする仮想交通事故再現を実施すること）
⑥傘差し2人乗り自転車等の違反車両と歩行者・自転車の衝突（片手運転や雨の日は制動距離が伸びる学習も含む）	⑥路側帯の説明（路側帯で自転車が通行できるのはどちら側か説明する。）
⑦自動車の死角による自転車に乗った人と自動車の接触	⑦ながら運転（スマホ使用やヘッドホン着用等）の自転車と交通ルールを守っている自転車の衝突
⑧自転車通行可の歩道における自転車の衝突	⑧傘差し2人乗り自転車と歩行者の衝突（片手運転や雨の日は制動距離が伸びる学習も含む）
⑨自転車ヘルメットの着用を示す演目（ヘルメット非着用時、誤った着用時、正しい着用時の対照実験を行い、ヘルメットの着用効果を示す実験等）	⑨特定小型原動機付自転車による事故
⑩特定小型原動機付自転車による事故	

イ 解説

各演目の実施後、交通ルールや交通マナーに照らして、交通事故を防止する視点から行う。小道具を使用したり、適切な自転車走行の例示を行ったりするなど、見学者にとつ

てわかりやすいものとする。

また、自転車（運転者）が加害者となる、他の自転車や歩行者等との衝突事故の危険性についても触れること。（自転車保険の加入義務や自転車の交通反則通告制度を含む。）

2 実施人員

- (1) 6人以上の人員で実施すること（交通事故再現を行う者や司会者等）
- (2) 後記3（3）の日時の変更等に対応するため、複数のチームを有していること。

3 各種様式について

別記様式第1号～第3号のとおり

4 その他

(1) 準備及び後片付け

- ア 受託内容は、事業にかかる準備及び後片付けを含む。
- イ 事業に係る準備は、原則自転車交通安全教室開始時刻の2時間前から行うこと。
- ウ 後片付けは、自転車交通安全教室終了後に行うこと。

(2) 安全面について

見学者及び演目における体験者並びに業務従事者の安全面に十分注意すること。

(3) 日時の変更等について

ア 荒天等の場合

雨天延期日程による。ただし、委託者側の特別な事情により、延期の日程を設けず中止又は当初日程で屋内（体育館等）において実施する場合がある。この場合の連絡は、実施日前日の午後5時までに委託者側から受託者に対して行う。

イ 感染症拡大等の事情による場合

感染症拡大等の事情により日程を延期もしくは中止する場合がある。この場合の連絡は、実施日前日の午後5時までに委託者側から受託者に対して行う。

ウ 実施日程を変更する場合

実施期間を概ね3か月間に設定し、過密スケジュールで実施する計画であることを考慮し、委託契約締結後に受託事業者から実施日程の変更の申し出があり、当該申し出の事由がやむを得ないものと判断される場合には、日程変更の協議に応じることができるものとする。

(4) 中止の場合の業務委託内容及び業務委託料について

中止となった場合は、原則として受託者が提出した見積書の1回当たりの単価をもって減額する変更契約を行う。この場合の変更契約は1回とし、最終実施回数が確定した時点で行う。

(5) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

(6) 本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(7) 契約に当たり県と協議の上で、本仕様書の一部を変更する場合がある。